

福井県警察本部機動隊の運営に関する訓令

平成 1 8 年 6 月 3 0 日

福井県警察本部訓令第 4 1 号

この訓令は、福井県警察の組織に関する規則の規定に基づき、機動隊の運営について、必要な事項を定めたものである。